

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が3月21日まで延長、千葉県を含む4都県が実施すべき区域として指定されるとともに、基本的対処方針が変更されました。

また、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県における対策の内容が別添のとおりに決定されていますので、お知らせします。

なお、県内保育所等においても、集団感染が生じています。引き続き、令和3年1月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課及び子育て支援課等発事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえ、施設における感染拡大の防止の徹底に留意くださいますようお願いいたします。

【参考】

(変更後の基本的対処方針)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030305.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030305.pdf)

(知事からのビデオメッセージ)

<https://youtu.be/-ZLtpvGK5U0?list=PL0EZstJeMoA6JKc6Fb2h9ZdSWqwhFjQb1>

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: [kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp)

※県からの通知について、電子化に御協力ください。

緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。